

苅田町障害福祉計画

【障害者自立支援法（第88条）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画】

平成21年度（2009）～平成23年度（2011）【第2期】

平成21年3月

苅 田 町

はじめに



近年、障害者を取り巻く状況は、社会情勢、経済情勢によりめまぐるしく変化してきております。平成15年度には、従来の「措置制度」から「支援費制度」へと転換いたしました。サービス利用者の急増等の課題を背景とした改革により、平成18年4月から新たに「障害者自立支援法」が施行されました。

この「障害者自立支援法」では、身体障害、知的障害、精神障害に分かれていた障害者施策を一元化し、利用者本位のサービス体系に再編するとともに、就労体制や地域移行の強化を図るなど、より障害者の立場にたった制度となっています。

苅田町では、平成19年3月に策定された、障害者自立支援法第88条に基づく、必要な障害福祉サービスや相談支援等の計画的な提供体制の確保を図るための「苅田町障害福祉計画（第1期）」に引き続き、今回、「苅田町障害者福祉計画（第2期）」を策定しました。

計画の策定にあたっては、前回の障害福祉計画や最新の障害福祉サービス利用の動向等を踏まえ、苅田町障害者施策推進協議会においてご審議いただきました。

今後、町民の皆様や障害者団体、ボランティア団体・NPO、企業など関係機関・団体と連携を密にし、この計画の推進に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画を策定するに当たり、終始熱心なご協議と貴重なご意見をいただきました苅田町障害者施策推進協議会の委員の皆様を始め、関係の皆様に対し心より厚くお礼を申し上げ発刊にあたってのご挨拶といたします。

平成21年3月

苅田町長 吉廣啓子

目 次

総 論

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制	3
第2章 計画の基本的な考え方	4
1. 計画の基本目標	4
2. 計画の基本的な視点	4
3. 平成23年度における目標値の設定	5
4. 第1期計画の進捗状況	7

各 論

第1章 障害福祉サービスの全体像	11
1. 自立支援システムの全体像	11
2. 自立支援給付	12
3. 地域生活支援事業	12
4. 自立支援給付・地域生活支援事業以外のサービスについて	12
5. サービスの体系	13
第2章 障害福祉サービス・相談支援の必要量見込みと確保の方策	14
1. 障害福祉サービス・相談支援の必要量見込み	14
2. 障害福祉サービス・相談支援の提供体制の確保の方策	24
第3章 地域生活支援事業の必要量見込みと確保の方策	25
1. 地域生活支援事業の実施内容と必要量見込み	25
2. 地域生活支援事業の確保の方策	32
第4章 制度の円滑な実施のための方策	33
第5章 計画の推進に向けて	35

参考資料

苅田町障害者施策推進協議会設置条例	36
苅田町障害者施策推進協議会委員名簿	37

總論

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

障害者施策について、国においては平成 15 年 4 月に支援費制度が導入され、従来の措置制度が契約制度へと転換し、利用者自らが必要な障害福祉サービスを選択できるようになりました。

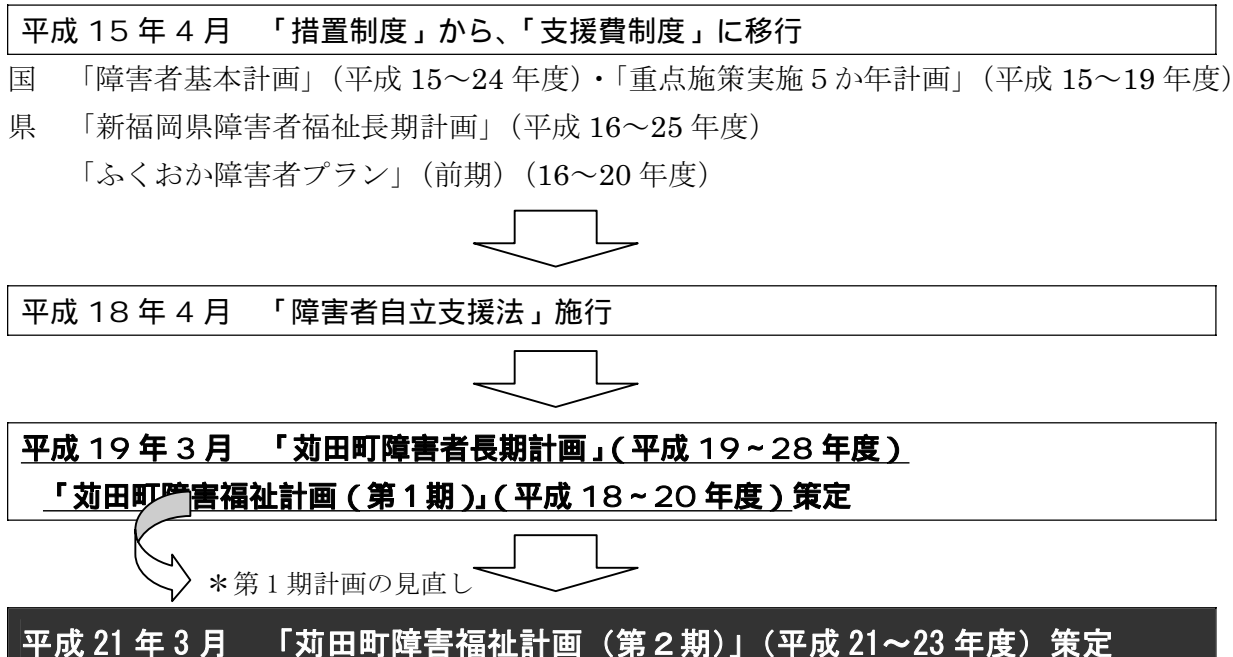
この結果、サービス利用者数は大きく増加しました。しかし、利用者の急増に伴ってサービス費用も増大し、現状のままでは制度の維持が困難になることが予測され、それに加え、居宅介護事業等が未実施の市町村があるなど、サービス提供体制について大きな地域格差がみられる、精神障害者に対するサービスが支援費制度の対象となっていない、障害種別ごとに大きなサービス格差がある、地域生活移行や就労支援といった新たな諸問題が生じ、障害者が地域で暮らすための基盤整備が大きな課題となりました。

こうした状況に対応して、平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行され、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるように、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われ、市町村には「障害福祉計画」を策定することが義務付けられました。

本町においても、平成 19 年 3 月、障害者基本法に基づく「苅田町障害者長期計画（平成 19～28 年度）」と、障害者自立支援法に基づく「苅田町障害福祉計画（第 1 期）」（平成 18～20 年度）を一体的に策定し、地域の中で安心・安全に暮らし、活動できるための支援と条件整備を進めています。

本計画は、平成 20 年度をもって計画期間を終える「苅田町障害福祉計画（第 1 期）」を見直し、地域の特性に応じたサービス提供を計画的により一層推進していくため、新たに「苅田町障害福祉計画（第 2 期）」（平成 21～23 年度）を策定します。

■苅田町障害福祉計画（第 2 期）策定までの主な流れ■

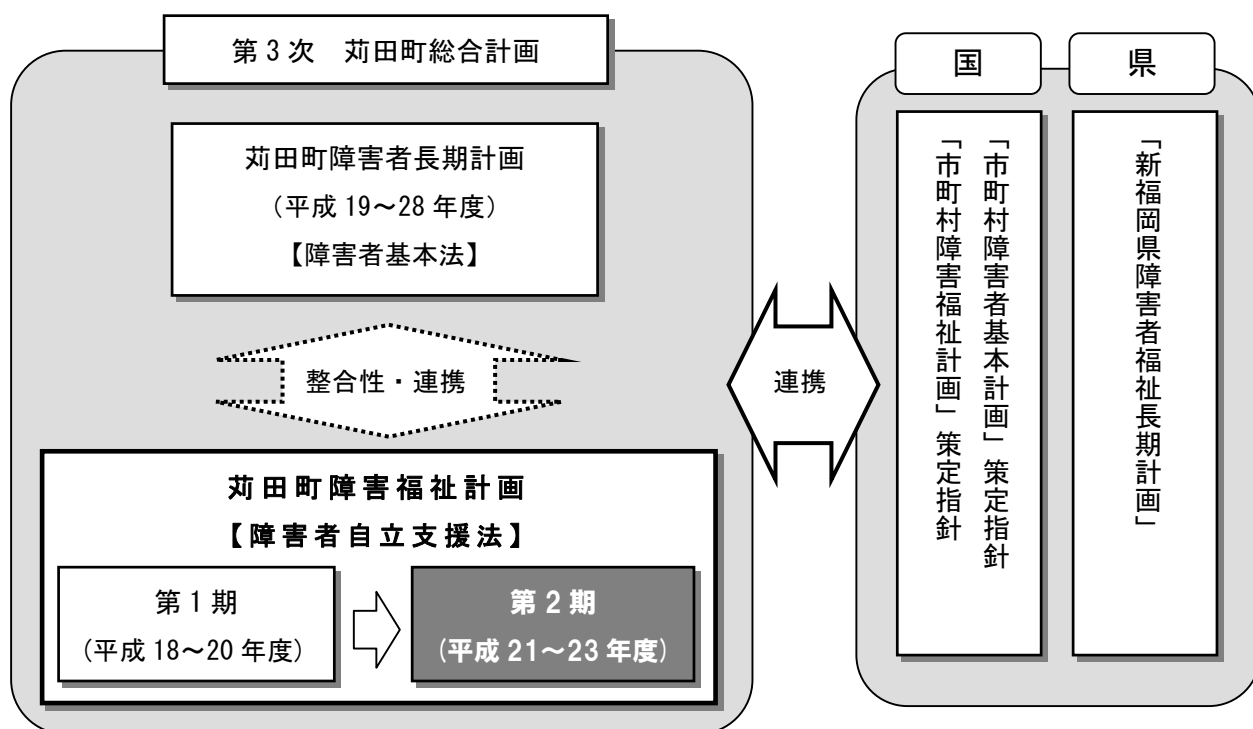


2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第88条により市町村に義務づけられた「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスの見込量やその確保の方策を定める計画です。

また、平成21年度から平成23年度までを計画期間とし、「苅田町障害福祉計画（第1期）」において設定した数値目標に至るまでの中間段階の位置づけとして計画の見直しを行います。

なお、計画策定にあたっては、本町の上位計画である「第3次苅田町総合計画」をはじめ、障害者に関わるすべての施策の基本的方向性を定めた障害者基本法に基づく「苅田町障害者長期計画」など、関連する諸計画との整合性を図って策定しています。



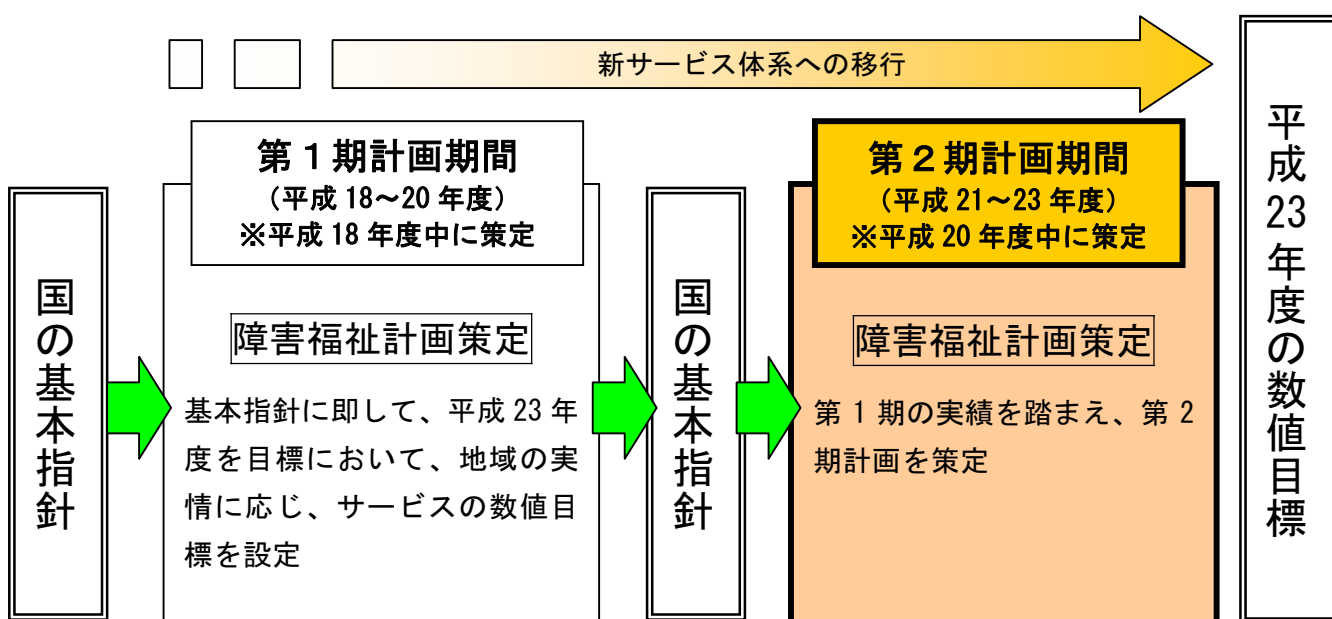
3. 計画の期間

この計画は、3年を一期として作成することとされており、本町では、平成18年度から20年度を期間とする「障害福祉計画（第1期）」（平成19年3月）を策定し、数値目標の達成に向けて計画の効果的な推進に努めてきました。

今年度においては、国から示された基本指針及び第1期計画の検証・評価を踏まえ、平成21年度から平成23年度までを期間とする「障害福祉計画（第2期）」を策定するものです。

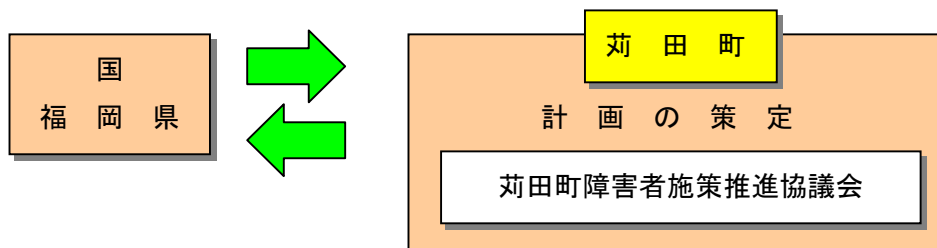
■「苅田町障害福祉計画」の策定時期・計画期間■

平成18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度



4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、障害者団体、障害福祉に関わる関係者、保健医療関係者等の参加を得て、「苅田町障害者施策推進協議会」を設置し、検討を重ねました。



第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本目標

この計画は、障害のある人もない人もともに住み慣れた地域で生活できるまちを目指して、障害者が自立し、地域で安心して生活するために必要な福祉サービスなどの基盤整備を進めることを目標とします。

2. 計画の基本的な視点

計画の基本目標の実現のために、障害者自立支援法の基本方針を踏まえて、次の3つの基本的な視点に立って計画を推進します。

●障害者の自己決定と自己選択の尊重●

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者等自らの居住する場所を選択し、必要な障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図ることができるよう、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

身体障害者はもとより、知的障害者及び精神障害者を対象とした相談支援体制の充実を図るとともに、必要なサービスが受けられるよう、適切な支給決定を行います。

●町が主体となったサービス提供体制の確立●

身体障害者、知的障害者、精神障害者のサービスを一元化し、町が主体となった障害福祉サービスの提供体制を確立します。

また、市町村の独自事業である「地域生活支援事業」として、本町の特性に応じたサービスを提供していきます。

これまで、精神障害者へのサービスは身体・知的障害者に比べ遅れていましたが、サービスが一元化されたことを踏まえ、今後より一層の精神障害者へのサービスの充実を図り、適切な支援を行います。

●地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備●

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整備するとともに、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、町内・京築地域（京築障害保健福祉圏域）内の様々な社会資源を最大限に活用し、サービスの提供体制の整備を進めます。

地域自立支援協議会のネットワークを活用し、関係機関との連携を図りながら個別の課題に取り組み、新たな社会資源開発につなげます。

3. 平成23年度における目標値の設定

「障害者の自立と安心を支えるサービス基盤づくり」として、施設入所者等の地域生活への移行や、一般就労への移行を推進するため、国・県の基本指針等を踏まえ、平成23年度を目標年度とする以下の3つの数値目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者の地域生活への移行を推進するため、平成23年度までに現在の施設入所者の1割以上が地域生活へ移行することを目標とします。これにあわせて、平成23年度末時点での施設入所者数が現在の施設入所者数から7%減少することを目指します。

なお、平成19年度末時点の施設入所者数は34人となっており、地域生活への移行は未だ進んでいません。地域での受け皿となる住まいの確保〔住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の活用〕やグループホーム等の整備・拡充が必要です。

項目	数値	考え方
現入所者数	A 34人	平成17年10月1日時点の数値
目標年度入所者数	B 32人	平成23年度末時点の利用人員を見込む
【目標値】削減見込み	A - B 2人 (7%)	差し引き減少見込数 (国の目標：7%以上)
【目標値】地域生活移行者数	3人	施設入所からグループホーム等へ移行する者の数 (国の目標：10%以上)

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

入院中の精神障害者の地域生活への移行を推進するため、平成24年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者がすべて退院することを目標とします。

なお、平成19年度末時点の退院可能な精神障害者数の減少数は0となっており、地域生活への移行は未だ進んでいません。地域生活への移行については、地域での住まいの確保が不可欠になるため、施設入所者及び精神障害者の地域生活を支援する基盤整備が必要です。

項目	数値	考え方
現在	16人	現在の退院可能精神障害者数*
【目標値】減少数	13人	上記のうち、平成23年度末までに減少をめざす人数 (国の目標：平成24年度までに退院可能精神障害者の解消)

*現在の退院可能精神障害者（16人）は、平成14年度における福岡県の調査結果に基づいて設定しており、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者をいう。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行を推進するため、国の基本方針を参考に、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労する人の増加を目指します。

なお、平成19年度末時点の一般就労移行者数は0となっており、一般就労が非常に厳しい状況であることがわかります。

就労移行については、既存施設に対して、就労移行支援事業実施施設への移行を働きかけ、様々な訓練を行うとともに、ジョブコーチ等の促進をはじめ、ハローワーク及び障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を強化することが必要です。

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者 [※] の数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数	4人	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (国の目標：現在の4倍以上)

※「一般就労した者」とは、一般に企業等に就職した者（就労継続支援A型及び福祉工場の利用者となった者を除く）、在宅就労した者及び自ら起業した者をいう。

※「ジョブコーチ」とは、アメリカのリハビリテーション法の改正（1986年）によって「Supported Employment（援護付き雇用）」のもとアメリカで制度化された、障害のある方の職場適応と定着を支援する職員です。従来は、訓練してから就職という流れが主流でしたが、現在は、職場に入って必要な支援をしていくという方向に支援の方向性が変わってきています。

参考

【職業リハビリテーションの提供機関】

支援の種類	提供機関
●職業訓練	職業能力開発校・委託訓練先
●職業準備訓練	福岡県障害者雇用支援センター 福岡障害者職業センター
●ジョブコーチ支援	福岡障害者職業センター
●職業紹介	ハローワーク
●職業相談・職業指導	ハローワーク 福岡障害者職業センター 障害者就業・生活支援センター
●職業評価	福岡障害者職業センター
●復職支援	福岡障害者職業センター
●雇用管理・相談援助	ハローワーク 福岡障害者職業センター

【ハローワークの様々な就労支援事業】

- トライアル雇用（障害者試行雇用）事業
- 精神障害者ステップアップ雇用事業
- 特定求職者雇用開発助成金事業



4. 第1期計画の進捗状況

(1) 訪問系サービス

平成19年度実績をみると、進捗率は45.7%と平成18年度計画値をも下回っています。提供されるサービスの全てが居宅介護であり、その他のサービスについては、今後も需要はないと見込まれます。居宅介護は、在宅の障害者の自立を支える基本サービスであるため、今後も需要に応じた適切なサービス見込量の確保が必要です。

(単位：時間/月)

サービス名	第1期 計画目標値 (23年度末) (A)	18年度 計画	19年度 (実績)(B)		進捗率 (B)/(A)	20年度 計画	時間数 (計画値)	
							H18	H19
居宅介護	604	357	276	45.7%	447	H18	357	
重度訪問介護						H19	399	
行動援護						H20	447	
重度障害者等包括支援						H23	604	

(2) 日中活動系サービス

生活介護については、未だ利用者が少ない状況です。また、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）については、旧法施設体系から新体系サービスへの移行が進まなかったこと等が影響し、利用量は少なくなっています。

療養介護は、計画・実績ともに需要がないため、今後も利用者は見込まないこととします。

児童デイサービスについては、健診等を利用してのサービス提供体制等の確立により、目標値を達成しており、23年度の目標値については上方修正を行うこととします。

短期入所は平成19年度の計画をやや上回っています。今後も短期入所の需要が見込まれるため、需要に応じた事業所の確保等が必要です。

(延べ日数の単位：人日分/月)

サービス名	第1期 計画目標値 (23年度末)		18年度 計画		19年度 計画		19年度(実績)			20年度 計画	
	実人数 (A)	延べ日数 (B)	実人数	延べ日数	実人数	延べ日数	実人数(C)	延べ日数 (D)	進捗率 (D)/(B)	実人数	延べ日数
生活介護		1,559		588		970	8	127	8.1%		1,195
自立訓練（機能訓練）		27		6		16	0	0	0.0%		21
自立訓練（生活訓練）		146		40		88	1	23	15.8%		111
就労移行支援		379		109		242	1	16	4.2%		297
就労継続支援（A型）		232		3		6	0	0	0.0%		51
就労継続支援（B型）		604		54		127	3	60	9.9%		239
(参考) 旧法施設支援							62				

(単位：人分／月)

サービス名	計画目標値 (23年度末) (A)	18年度 計画	19年度 計画	19年度 (実績) (B)	進捗率 (B)/(A)	20年度 計画
療養介護	0	0	0	0	0.0%	0

(単位：人日分／月)

サービス名	計画目標値 (23年度末) (A)	18年度 計画	19年度 計画	19年度 (実績) (B)	進捗率 (B)/(A)	20年度 計画
児童デイサービス	95	95	95	108	113.7%	95
短期入所	85	41	49	54	63.5%	58

(3) 居住系サービス

共同生活援助・共同生活介護は順調に推移していますが、目標を達成するためには今後も地域の実情に応じた施設の基盤整備に努める必要があります。

(単位：人分／月)

サービス名	計画目標値 (23年度末) (A)	18年度 計画	19年度 計画	19年度 (実績) (B)	進捗率 (B)/(A)	20年度 計画
共同生活援助 共同生活介護	16	5	6	6	37.5%	9
施設入所支援	42	38	40	5	11.9%	41
(参考) 旧法施設入所	0	—	—	34	—	—

(4) その他のサービス（相談支援事業）

現在、サービス利用計画作成費の利用はありません。今後、相談支援の指定を受ける事業所が増えると考えられるため、緩やかな増加が見込まれます。

(単位：人分／月)

サービス名	計画目標値 (23年度末) (A)	18年度 計画	19年度 計画	19年度 (実績) (B)	進捗率 (B)/(A)	20年度 計画
相談支援	19	7	11	0	0.0%	13

- * 「時間分」・・・月間のサービス提供時間
- * 「人日分」・・・「月間の利用人員（実人員）」×「一人一ヶ月当たりの平均利用日数」
- * 「人分」・・・月間の利用人員（実人員）

(5) 地域生活支援事業

○相談支援事業

相談支援事業は、苅田町のほか3つの指定相談支援事業所に業務を委託して行っています。今後は、可能な限り多くの指定相談支援事業所に業務委託を行うことで、地域のネットワーク（障害者相談支援体制）の強化を図ります。

○地域自立支援協議会

地域自立支援協議会については未実施となっています。地域のネットワークを構築する意味でも、相談支援事業とあわせて、早急な立ち上げが必要です。

○コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業は、利用する人が限られており、利用拡大の為に、聴覚障害者団体等のネットワークを活用し、事業の周知を図ることが必要です。

○移動支援事業（個別移動サービス、車両移動サービス）

移動支援事業については、利用見込者数、延利用見込時間も順調に推移しています。障害者の社会参加の為に、今後もサービス利用の拡大やサービスの周知等を積極的に行っていくことに努めます。

○地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は順調に推移しています。平成23年度までには全ての事業所が新体系に移行するため、当該目標を達成する見込みです。

○日常生活用具給付事業

介護保険の福祉用具貸与と同じ品目が多く、介護保険で利用できる方については、介護保険制度上で利用しているため件数は少なくなっています。平成18年10月よりストマ用装具が補装具から移行しており、給付の大半を排泄管理支援用具（ストマ用装具）が占めています。今後の利用拡大のため、日常生活用具の給付についての周知が必要です。

○日中一時支援事業

平成19年度は6箇所の短期入所事業所において利用がありました。当初の見込みと比較するとやや少ないようですが、障害者の日中における活動の場を確保するとともに、家族の負担軽減につながるため、今後も利用は伸びると考えられます。事業所と連携しながら必要なサービス提供体制を確保していくことが必要です。

○訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業の利用は当初の見込み通り平成19年度で1名となっています。今後も要望に応じてサービスを提供できるよう体制を確保します。

○更生訓練費支給事業

更生訓練費支給事業については、当初の見込み通りの利用があがっています。今後も障害者の社会復帰をより一層促進するため、事業の周知に努めます。

○生活サポート事業

生活サポート事業は、障害者ではあるが、軽度のためサービスの提供ができない方にサービスの提供ができるという、居宅介護のセーフティーネットです。障害者自立支援法になってから、新たに始まった事業であったため、当初は利用者がいませんでしたが、現在では数名の利用があがっています。

●地域生活支援事業第1期計画進捗状況総括表 (単位：見込者数/月、見込時間数/月)

サービス名	計画 目標値 (23年度末) (A)	18年度 計画	19年度 計画	19年度		20年度 計画	
				(実績) (B)	進捗率 (B)/(A)		
相談支援							
相談支援事業							
障害者相談支援事業	実施箇所数	3	0	1	1	33.3%	2
地域自立支援協議会	実設置数	1	0	0	0	0.0%	1
コミュニケーション支援事業	利用者数	15	5	10	1	6.7%	12
移動支援事業	実施箇所数	13	10	10	7	53.8%	11
	利用者数	20	10	12	7	35.0%	14
	延利用時間数	110	55	66	60	54.5%	77
地域活動支援センター事業							
機能強化事業	実施箇所数	2	0	1	2	100.0%	1
基礎的事業	実施箇所数	2	0	1	2	100.0%	1
	利用者数	55	0	20	20	36.4%	25
日常生活用具給付等事業							
介護訓練支援用具	実施件数	8	2	4	2	25.0%	6
自立生活支援用具	実施件数	8	4	6	5	62.5%	6
在宅療養等支援用具	実施件数	10	2	4	3	30.0%	6
情報・意思疎通支援用具	実施件数	23	15	20	6	26.0%	20
排泄管理支援用具	実施件数	360	52	324	157	43.6%	336
住宅改修費	実施件数	3	1	2	1	33.3%	2
その他の事業							
日中一時事業	実施箇所数	13	9	9	6	46.2%	10
	利用者数	21	5	8	8	38.1%	11
訪問入浴サービス事業	実施箇所数	1	1	1	1	100.0%	1
	利用者数	2	1	1	1	50.0%	1
更生訓練費支給事業	実施箇所数	3	3	3	3	100.0%	3
	利用者数	4	4	4	3	75.0%	4
生活サポート事業	実施箇所数	1	1	1	1	100.0%	1
	利用者数	3	0	1	2	66.7%	2

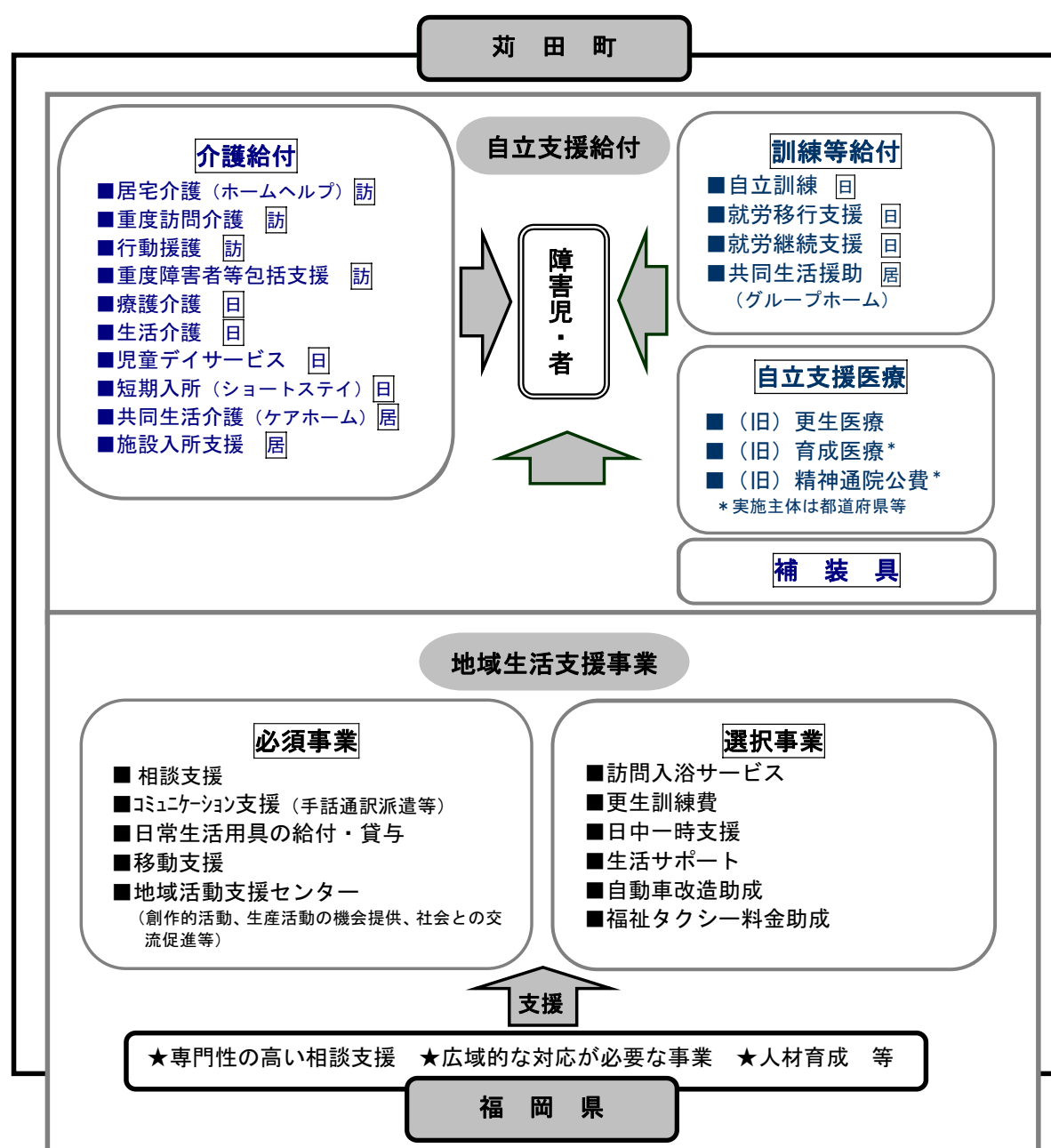
各 論

第1章 障害福祉サービスの全体像

計画の前提として「障害者自立支援法」によるサービスの体系の概要を整理します。

1. 自立支援システムの全体像

「障害者自立支援法」の施行にともない、障害者に関わる福祉サービスの給付体系が変わりました。国や都道府県の義務的経費がともなう個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助のもと地域の実情に応じて実施される「地域生活支援事業」が創設されています。



※訪：訪問系サービス、日：日中活動系サービス、居：居住系サービス

2. 自立支援給付

自立支援給付は大きく 介護給付、 訓練等給付、 自立支援医療、 補装具の4つに分かれます。サービスについては、受けたサービス量に応じて利用者が定率1割負担となっています。ただし所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

介護給付と訓練等給付

従来、障害の種別ごとに複雑に組み合わされていた施設・事業体系は「介護給付」にあたるホームヘルプ（居宅介護）、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、児童デイサービス、ショートステイ（短期入所）、療養介護、生活介護、施設入所支援、ケアホーム（共同生活介護）と、「訓練等給付」にあたる自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、グループホーム（共同生活援助）の2種類の体系に再編されました。

自立支援医療

従来、障害の種別ごとに「更生医療」「育成医療」「精神通院医療公費」に分かれていた公費負担医療制度も、一元化され「自立支援医療」となりました。

補装具

従来の補装具給付制度と日常生活用具給付等事業は、自立支援給付に位置づけられた個別給付である補装具費と、地域生活支援事業による日常生活用具給付に再編されました。

これまで補装具は、いわゆる現物給付でしたが今後は金銭給付となるとともに利用者が1割を負担することとなっています。

3. 地域生活支援事業

「地域生活支援事業」は、障害者自立支援法第77条において市町村が実施主体となる事業として法定化されました。

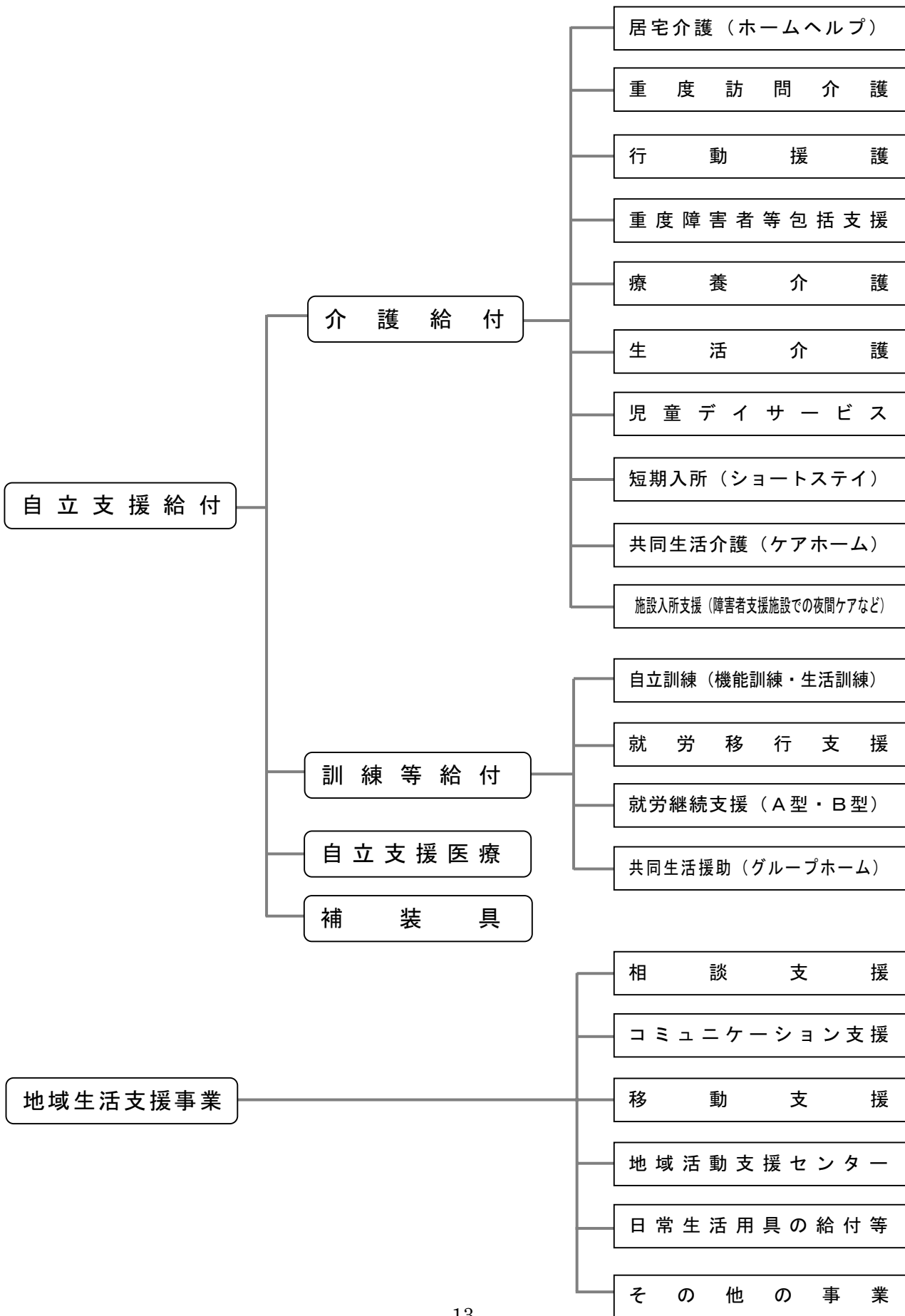
「地域生活支援事業」のうち、「相談支援事業」「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」は必須事業です。このほか、地域の実情に応じて日中一時支援事業などの「その他の事業」を任意に実施することができます。

4. 自立支援給付・地域生活支援事業以外のサービスについて

苅田町が、これまで行ってきた障害者に対するサービスの中で自立支援給付又は地域支援事業の体系への位置づけを行わない町独自の事業があります。

これらのサービスについては、当面の間現行と同様にサービスの提供を行うとともに、今後、新サービス体系への移行を含めた適切な事業の位置づけの検討を行っていきます。

5. サービスの体系



第2章 障害福祉サービス・相談支援の必要量見込みと確保の方策

1. 障害福祉サービス・相談支援の必要量見込み

平成20年度までの各年度及び平成23年度における障害福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な量の見込みは次のとおりです。

なお、必要量の見込みは、これまでのサービス利用実績やサービス事業所の新体系への移行等を勘案して算出しています。

(1) 訪問系サービス

[1] 居宅介護（ホームヘルプ）（法第5条第2項）

【サービス内容】 障害者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

【対象者】 障害程度区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である者

[2] 重度訪問介護（法第5条第3項）

【サービス内容】 重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障害者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。

【対象者】 障害程度区分が区分4以上であって、下記のいずれにも該当する者
二肢以上に麻痺等があること
障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること

[3] 行動援護（法第5条第4項）

【サービス内容】 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって、常時介護を要する者につき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

【対象者】 障害程度区分が区分3以上であって、障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）等の合計点数が基準点以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である者

[4] 重度障害者等包括支援（法第5条第9項）

【サービス内容】常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者につき、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び旧法施設支援（通所によるものに限る。）を包括的に提供する。

【対象者】障害程度区分が区分6（障害児にあつては区分6に相当する心身の状態）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であつて、以下のいずれかに該当する者

類型

- (1) 障害程度区分6の「重度訪問介護」対象者であつて
- (2) 認定調査項目「1-1 麻痺等」の4項目においていずれも「ある」と認定
- (3) 認定調査項目「2-7 寝返り」において「できない」と認定
- (4) 認定調査項目「8 医療」において「気管切開の処置あり」かつ「レスピレーター装着あり」と認定
- (5) 認定調査項目「6-3-ア 意思の伝達」において「ときどき伝達できる」又は「ほとんど伝達できない」又は「できない」と認定

類型

- (1) 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認
- (2) 障害程度区分6の「重度訪問介護」対象者であつて
- (3) 認定調査項目「1-1 麻痺等」の4項目においていずれも「ある」と認定
- (4) 認定調査項目「2-7 寝返り」において「できない」と認定
- (5) 認定調査項目「6-3-ア 意思の伝達」において「ときどき伝達できる」又は「ほとんど伝達できない」又は「できない」と認定

類型

- (1) 障害程度区分6の「行動援護」対象者であつて
- (2) 認定調査項目「6-3-ア 意思の伝達」において「ときどき伝達できる」又は「ほとんど伝達できない」又は「できない」と認定
- (3) 「行動援護項目得点」が「基準点以上」と認定

■訪問系(各サービス)の必要量見込み■

サービス名	区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居 宅 介 護	利 用 量 (時間分)	300	340	390
	実 利 用 人 数 (人)	27	31	35
重 度 訪 問 介 護	利 用 量 (時間分)	0	0	0
	実 利 用 人 数 (人)	0	0	0
行 動 援 護	利 用 量 (時間分)	0	0	0
	実 利 用 人 数 (人)	0	0	0
重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	利 用 量 (時間分)	0	0	0
	実 利 用 人 数 (人)	0	0	0
合 計	利 用 量 (時間分)	300	340	390
	実 利 用 人 数 (人)	27	31	35

(2) 日中活動系サービス

[1] 療養介護（法第5条第5項）

【サービス内容】 病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する常時介護を必要とする障害者に、主として昼間、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

【対象者】 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者

筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害程度区分が区分6の者

筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害程度区分が区分5以上の者

[2] 生活介護（法第5条第6項）

【サービス内容】 障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要する者につき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。

【対象者】 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者

障害程度区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である者

年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である者

[3] 児童デイサービス（法第5条第7項）

【サービス内容】 障害児につき、知的障害児施設、肢体不自由児施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う。

【対象者】 療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童。具体的には次のような例が挙げられる。

市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性が認められる児童

児童相談所・保健所・児童家庭支援センター、医療機関等から療育の必要性を認められた児童

[4]短期入所（ショートステイ）（法第5条第8項）

【サービス内容】居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を行う。

【対象者】 障害程度区分が区分1以上である障害者
障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

[5]自立訓練（機能訓練）（法第5条第13項）

【サービス内容】身体障害を有する障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

【対象者】地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者

盲・ろう・養護学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等

[6]自立訓練（生活訓練）（法第5条第13項）

【サービス内容】知的障害又は精神障害を有する障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

【対象者】地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者

養護学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等

第2章 障害福祉サービス・相談支援の必要量見込みと確保の方策

[7] 就労移行支援（法第5条第14項）

【サービス内容】 就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

【対象者】 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者
あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する者

[8] 就労継続支援（A型）（法第5条第15項）

【サービス内容】 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

【対象者】 企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者（利用開始時65歳未満の者）。具体的には次のような例が挙げられる。

就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった者
盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった者
企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

[9] 就労継続支援（B型）（法第5条第15項）

【サービス内容】 企通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

【対象者】 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用には結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような事が挙げられる。

就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B型の利用が適当と判断された者

、 に該当しない者であって、50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者

、 、 に該当しない者であって、地域に一般就労の場やA型の事業所による雇用の場が乏しく雇用されること又は就労移行支援事業者が少なく利用することが困難と市町村が判断した者(平成23年度までの経過措置)

■日中活動系サービスの必要量見込み■

サービス名	区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
療養介護	利用量(人分)	0	0	0
	実利用人数(人)	0	0	0
生活介護	利用量(人日分)	360	640	980
	実利用人数(人)	18	32	49
児童デイサービス	利用量(人日分)	125	133	140
	実利用人数(人)	50	53	56
短期入所 (ショートステイ)	利用量(人日分)	56	63	70
	実利用人数(人)	8	9	10
自立訓練 (機能訓練)	利用量(人日分)	0	0	22
	実利用人数(人)	0	0	1
自立訓練 (生活訓練)	利用量(人日分)	40	140	260
	実利用人数(人)	2	7	13
就労移行支援	利用量(人日分)	80	160	280
	実利用人数(人)	4	8	14
就労継続支援 (A型)	利用量(人日分)	0	0	22
	実利用人数(人)	0	0	1
就労継続支援 (B型)	利用量(人日分)	140	260	420
	実利用人数(人)	7	13	21

※現行サービス事業所の新体系への移行等を加味して推計。

(3) 居住系サービス

[1] 共同生活介護（ケアホーム）（法第5条第10項）

【サービス内容】 共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の世話を行う。

【対象者】 障害程度区分が区分2以上に該当する知的障害者及び精神障害者

[2] 施設入所支援（法第5条第11項）

【サービス内容】 その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

【対象者】 生活介護を受けている者であって、障害程度区分が区分4（50歳以上の者にあつては区分3）以上である者
自立訓練又は就労移行支援（以下この条において「訓練等」という。）を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者

[3] 共同生活援助（グループホーム）（法第5条第16項）

【サービス内容】 地域で共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。

【対象者】 障害程度区分が区分1以下に該当する知的障害者及び精神障害者
障害程度区分2以上の方であっても、あえて共同生活援助の利用を希望する場合、共同生活援助を利用することは可能。

■居住系サービスの必要量見込み■

サービス名	区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
共同生活介護 (ケアホーム)	利 用 量 (人分)	3	3	4
	実利用人数 (人)	3	3	4
施設入所支援	利 用 量 (人分)	14	27	42
	実利用人数 (人)	14	27	42
共同生活援助 (グループホーム)	利 用 量 (人分)	7	9	12
	実利用人数 (人)	7	9	12

※現行サービス事業所の新体系への移行等を加味して推計。

(4) その他のサービス (相談支援事業)

[1] 相談支援 (指定相談支援：サービス利用計画作成)

【サービス内容】福祉サービスの利用援助等の支援 (ケアプラン作成) を実施します。

【対象者】障害福祉サービス (重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、旧法施設支援 (入所)、自立訓練及び共同生活援助を除く。) を利用する支給決定障害者等であって、下記のいずれかに該当する者のうち市町村が必要と認めた者とする。

入所・入院から地域生活へ移行するため、一定期間、集中的な支援を必要とする者

単身で生活している者 (家族が介護状態である為等、同居していても適切な支援が得られない者を含む。) であって、次の状態にある為に、自ら障害福祉サービスの利用に関する調整を行うことが困難であり、計画的な支援を必要とする者

- ・ 知的障害や精神障害のため、自らサービス利用に必要な連絡・調整ができない。
- ・ 極めて重度な身体障害のため、サービス利用に必要な連絡・調整ができない。

重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者のうち、重度訪問介護等の障害福祉サービスの支給決定を受けた者

■相談支援事業の必要量見込み■

サービス名	区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相 談 支 援 (指定相談支援)	利 用 量 (人分)	3	5	7
	実利用人数 (人)	3	5	7

(5) サービス見込量一覧（障害福祉サービス・相談支援）

区分	サービス名	単位	実績	必要量見込み		
			平成20年度※	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	時間分	295	300	340	390
	重度訪問介護	時間分				
	行動援護	時間分				
	重度障害者等包括支援	時間分				
日中活動系サービス	療養介護	人分	0	0	0	0
	生活介護	人日分	169	360	640	980
	児童デイサービス	人日分	101	125	133	140
	短期入所（ショートステイ）	人日分	53	56	63	70
	自立訓練（機能訓練）	人日分	0	0	0	22
	自立訓練（生活訓練）	人日分	22	40	140	260
	就労移行支援	人日分	36	80	160	280
	就労継続支援（A型）	人日分	0	0	0	22
	就労継続支援（B型）	人日分	132	140	260	420
居住系サービス	共同生活介護（ケアホーム）	人分	2	3	3	4
	施設入所支援	人分	7	14	27	42
	共同生活援助（グループホーム）	人分	5	7	9	12
その他のサービス	相談支援（指定相談支援）	人分	0	3	5	7

※平成20年度・・・平成20年9月サービス提供実績に基づく。

- * 「時間分」・・・月間のサービス提供時間
- * 「人日分」・・・「月間の利用人員（実人員）」×「一人一ヶ月当たりの平均利用日数」
- * 「人分」・・・月間の利用人員（実人員）

2. 障害福祉サービス・相談支援の提供体制の確保の方策

(1) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

サービス事業者の参入を促進し、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図ります。

ケアホーム、グループホーム等の地域での居住の場が確保されるよう、サービス事業者や関係機関へ設置を働きかけます。

- ホームヘルパーや施設職員等に対する講座・講習等への受講を勧奨し、質の高いサービスが提供されるように働きかけます。
- 訪問系サービスについては、精神障害者への訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護及び行動援護）の充実を図ります。（訪問系サービスの確保）

日中活動系サービスについては、小規模作業所の利用者が法に基づくサービスへ移行することを推進するとともに、希望する障害者等への日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）を確保します。（日中活動系サービスの確保）

入所等から地域生活への移行の推進の為に、地域における居住の場としてのグループホーム及びケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所等（福祉施設への入所または病院への入院をいう。）から地域生活への移行を進めます。（入所等から地域生活への移行の確保）

福祉施設から一般就労への移行の推進を図る為に、就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。（福祉施設から一般就労への移行の確保）

(2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービスの適切な利用を支える相談支援体制の整備を図るとともに、当町の相談支援を適切かつ効果的に実施するため、事業所（者）、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者で構成する地域自立支援協議会を設ける等のネットワークの構築を図ります。

第3章 地域生活支援事業の必要量見込みと確保の方策

1. 地域生活支援事業の実施内容と必要量見込み

市町村が独自に取り組む「地域生活支援事業」として、本町では以下の事業を実施します。

(1) 必須事業

[1] 相談支援事業

障害者相談支援事業

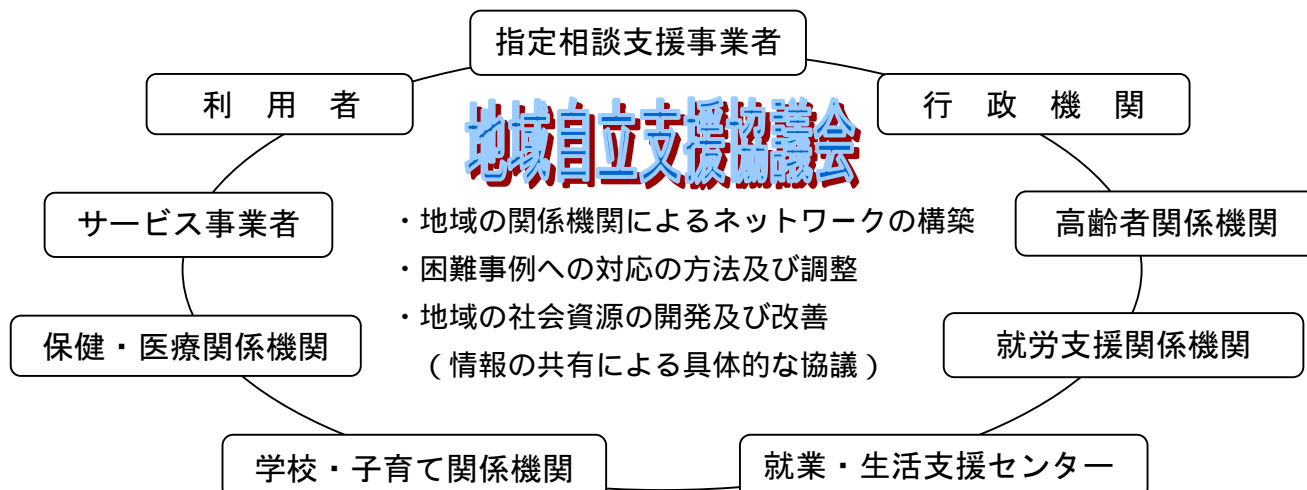
障害者等の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービス等の利用支援等を行うとともに、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う事業であり、従来は「障害者ケアマネジメント事業」として実施していた事業です。

地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障害者福祉に関するシステムづくりの中核として、広域連合も含め関係機関・団体による「地域自立支援協議会」を設置します。

■ 相談支援事業の必要量見込み ■

サービス名	単 位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
障害者相談支援事業	実施見込み箇所数（箇所）	4	4	4
地域自立支援協議会	実 施 の 有 無	無	有	有
市町村相談支援 機能強化事業	実 施 の 有 無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実 施 の 有 無	有	有	有
成年後見制度利用 支援事業	実 施 の 有 無	有	有	有



[2] コミュニケーション支援事業

聴覚・言語機能・音声機能、視覚その他の障害のため意思の疎通を図ることに支障がある障害者等に、意思の疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

■コミュニケーション支援事業の必要量見込み■

サービス名	単 位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
手話通訳者派遣事業	実利用見込み者数（人）	7	8	9
要約筆記者*派遣事業	実利用見込み者数（人）	0	0	1
手話通訳者設置事業	実設置見込み者数（人）	1	1	1

※「要約筆記者」とは、聴覚障害者に、言葉を文字で伝達する人を要約筆記者といいます。要約筆記の方法としては、ノートテーク・OHP・パソコン・OHCなどがあります。

[3] 移動支援事業

従来、「移動介護（外出介護）」として実施していた事業であり、屋外での移動が困難な障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。

■移動支援事業の必要量見込み■

サービス名	単 位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
移動支援事業 （車両移動サービス） （個別移動サービス）	実利用見込み者数（人）	29	31	33
	延べ利用見込み時間数（時間）	786	870	954

[4] 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動・生産活動の機会提供や社会との交流促進等を行う「地域活動支援センター」の機能を充実強化し、障害者の地域生活支援の促進を図る事業です。

地域活動支援センターには ～ 型の3類型があります。機能強化事業として現在 型 0カ所、 型 2カ所、 型 1カ所（計3カ所）への支援・機能強化に取り組みます。

第3章 地域生活支援事業の必要量見込みと確保の方策

■地域活動支援センターの概要■

種類	内容
I 型	○従来の「地域生活支援センター」に該当するもの。 ○基礎的事業に加え、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。 ○相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けていることを要件とする。
II 型	○従来の「居宅生活支援（デイサービス）」に該当するもの。 ○地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。
III 型	○地域において概ね5年以上安定的な運営が図られている小規模作業所等から移行するもの。

※地域活動支援センターでは、I～III型すべてにおいて「基礎的事業」として、利用者に対し創作的活動、生産活動機会の提供等地域の実情に応じた支援を行う。

■地域活動支援センターの必要量見込み■

サービス名	単 位		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域活動支援センター（I 型）	実施見込み箇所数（箇所）	菟田町	0	0	0
		他市町分	0	0	0
	実利用見込み者数（人）	菟田町	0	0	0
		他市町分	0	0	0
地域活動支援センター（II 型）	実施見込み箇所数（箇所）	菟田町	1	1	1
		他市町分	1	1	1
	実利用見込み者数（人）	菟田町	23	25	27
		他市町分	1	1	1
地域活動支援センター（III 型）	実施見込み箇所数（箇所）	菟田町	0	0	1
		他市町分	1	1	1
	実利用見込み者数（人）	菟田町	0	0	19
		他市町分	5	6	7

[5] 日常生活用具給付等事業

重度障害者等に対し、日常生活用具の給付・貸与等を行い、日常生活の便宜や福祉の増進を図り、また、「住宅改修費」等により、障害者の住まいの改善を支援します。

■ 日常生活用具給付等事業の概要 ■

種類	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、障害者（児）の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いるいすなどであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障害者（児）の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障害者（児）の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人口喉頭などの障害者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
排泄管理支援用具	ストマ用器具等の障害者（児）の排泄管理を支援する衛生用品であって利用者が使用でき実用性のあるもの。
住宅改修費	障害者（児）の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

■ 日常生活用具給付等事業の必要量見込み ■

サービス名	単位（年間）	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
介護・訓練支援用具	給付等見込み件数（件）	3	3	3
自立生活支援用具	給付等見込み件数（件）	5	5	5
在宅療養等支援用具	給付等見込み件数（件）	3	4	5
情報・意思疎通支援用具	給付等見込み件数（件）	7	8	9
排泄管理支援用具	給付等見込み件数（件）	160	165	170
住宅改修費	給付等見込み件数（件）	3	3	3

(2) その他の事業（選択事業）

[1] 訪問入浴サービス事業

地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

■ 訪問入浴サービス事業の必要量見込み ■

サービス名	単 位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問入浴サービス事業	実施見込み箇所数（箇所）	1	1	1
	実利用見込み者数（人）	1	1	1

[2] 更生訓練費支給事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している方及び身体障害者更生援護施設に入所している方に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

■ 更生訓練費支給事業の必要量見込み ■

サービス名	単 位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
更生訓練費支援事業	実施見込み箇所数（箇所）	3	4	4
	実利用見込み者数（人）	3	4	4

[3] 日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族等の負担軽減を図ります。

■ 日中一時支援事業の必要量見込み ■

サービス名	単 位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
日中一時支援事業	実施見込み箇所数（箇所）	8	9	11
	実利用見込み者数（人）	17	19	22

[4]生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障害者の地域での自立した生活の推進を図ります。

■生活サポート事業の必要量見込み■

サービス名	単 位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
生活サポート事業	実施見込み箇所数（箇所）	1	2	3
	実利用見込み者数（人）	3	4	5

[5]自動車改造助成事業

重度身体障害者が就労等のため、障害者自身が所有し運転する自動車の改造にかかる費用の一部を助成し、障害者の社会参加を促進します。

■自動車改造助成事業の必要量見込み■

サービス名	単 位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
自動車改造助成事業	実利用見込み者数（人）	1	1	1

[6]福祉タクシー料金助成事業

重度の障害を持つ（身体・知的・精神）障害者が、医療機関への通院などでタクシーを利用する際、料金の一部を助成し、日常生活の利便を図ります。

■福祉タクシー料金助成事業の必要量見込み■

サービス名	単 位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
福祉タクシー料金助成事業	実利用見込み者数（人）	182	184	186

(3) サービス見込量一覧 (地域生活支援事業)

区分	サービス名	単位	実績	必要量見込み			
			平成 20年度*	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	
必須事業	(1) 相談支援事業						
	①相談支援事業						
	ア	障害者相談支援事業	実施見込み 箇所数	1	4	4	4
	イ	地域自立支援協議会	実施有無	無	無	有	有
	②市町村相談支援機能強化事業		実施有無	無	無	無	有
	③住宅入居等支援事業		実施有無	有	有	有	有
	④成年後見制度利用支援事業		実施有無	有	有	有	有
	(2) コミュニケーション支援事業						
	①	手話通訳・要約筆記者派遣事業	実利用 見込み者数	6	7	8	10
	②	手話通訳者設置事業	実設置 見込み者数	1	1	1	1
	(3) 移動支援事業 (個別移動サービス) (車両移動サービス)		実利用 見込み者数	27	29	31	33
			延利用見込 み時間数	702	786	870	954
	(4) 地域活動支援センター		実施見込み 箇所数	3	3	3	4
			実利用 見込み者数	25	30	33	54
	(5) 日常生活用具給付等事業						
	①	介護・訓練支援用具	給付等 見込み件数	3	3	3	3
	②	自立生活支援用具		5	5	5	5
	③	在宅療養等支援用具		2	3	4	5
	④	情報・意思疎通支援用具		6	7	8	9
	⑤	排泄管理支援用具		155	160	165	170
	⑥	住宅改修費		2	3	3	3
その他の事業	(1) 訪問入浴サービス事業	実利用 見込み者数	1	1	1	1	
	(2) 更生訓練費支給事業		4	3	4	4	
	(3) 日中一時支援事業		21	17	19	22	
	(4) 生活サポート事業		4	3	4	5	
	(5) 自動車改造助成事業		0	1	1	1	
	(6) 福祉タクシー料金助成事業		180	182	184	186	

※平成20年度・・・平成20年4月～12月のサービス提供実績に基づき推計。

2. 地域生活支援事業の確保の方策

地域生活支援事業は、障害者自立支援法第77条の規定により、国の定める「地域生活支援事業実施要綱」に基づいて実施する事業で、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことが出来るよう、地域の特性や利用者の状況に応じて効率的、効果的に実施している事業です。必要なサービス量を確保するため、下記の事項に取り組みます。

地域生活支援事業の各事業は、町の広報紙やホームページなどあらゆる機会を通じて一層の周知を図り、利用者の適切なサービス利用を支援するとともに、関係機関や当事者団体などとの連携を深めることにより、利用者の事業に対する理解の促進に努めます。

委託する事業については、サービス事業者の参入を促進し計画期間において必要とされるサービス量の確保を図るとともに、質の高いサービスが提供されるよう働きかけます。

障害者等の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害者に対する福祉サービス等の利用支援等を行うとともに、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う「相談支援事業」については、平成18年10月から1箇所では実施していましたが、平成20年1月以降新たに3箇所の指定相談支援事業所に業務委託を行うなど、現在は計4箇所での実施を行い、障害者の地域生活を支援しています。

移動支援事業、コミュニケーション支援事業等については、サービスを提供するガイドヘルパー、手話通訳者、要約筆記者などの人材の確保を図ることが重要となるため、サービスに必要な人材育成を支援します。

法定サービス以外の、障害者の日中活動の場として重要な役割を果たす「地域活動支援センター」については、小規模作業所等が円滑に事業移行できるよう支援していきます。

第4章 制度の円滑な実施のための方策

(1) 障害者自立支援法の周知

障害者が「障害者自立支援法」に基づく新たなサービスを適切に利用することができるよう、法律やサービスの内容、利用手続き等について、広報、チラシ、ホームページ、パンフレットをはじめとした様々な媒体を活用して、わかりやすく、かつ障害の種類に応じた適切な情報提供を図ります。

また、媒体だけでは情報が行き届かない人も多いため、相談窓口での説明・情報提供を徹底するほか、日常的に障害者と接する機会の多いサービス事業者等と連携し、これらの関係機関・団体を通じた情報提供に努めます。

(2) 公正な認定区分審査の実施

介護給付等の支給決定に関する認定審査会において公正な審査が行なわれるよう、県等と連携して認定審査員の研修等を実施していきます。

(3) 地域生活移行や就労移行に向けた関係機関等との連携

「障害者自立支援法」が目指す障害者の地域生活への移行や一般就労への移行を進めるためには、地域の様々な関係機関・団体との連携が不可欠です。

このため、新たに設立する「地域自立支援協議会」を中心に、保健・福祉・医療はもとより、労働・教育等に関わる地域の関係機関・団体との連携を強化し、障害者の地域生活移行や就労移行を支援していきます。

(4) 障害者福祉施策全般の推進

この計画は「障害者自立支援法」に基づき、障害福祉サービスの見込量や確保の方策等を定める計画ですが、障害者が地域で安心して生活し続けるためには、障害福祉サービスの基盤整備だけでなく、障害児に対する療育・教育体制の充実、住まいの場の確保やバリアフリーのまちづくりなど、障害者の日常生活に関わるあらゆる分野の施策を充実することが必要です。

このため、「障害者基本法」に基づく障害者福祉施策全般に関わる計画である「荻田町障害者長期計画」(平成19年度～平成28年度)と一体となって障害者を取り巻く環境整備に努めます。

(5) 利用者負担軽減策の実施

障害者自立支援法の施行により、障害福祉サービスの利用者負担は、それまでの支援費制度での所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組みに見直され、10%の定率負担及び利用者負担の月額上限額が定められました。

一方で地域生活支援事業の利用者負担は、市町村が主体となって実施する事業であることから、市町村が定めるものとされています。

国では、障害者自立支援法による障害者施策の改革を着実に定着させていくために、平成19年度・平成20年度(平成23年度まで延長)に、特例交付金による障害者自立支援法特別対策事業を実施し、利用者負担の軽減を実施しています。

また、本町においても、町独自の利用者負担軽減策として、補装具費の支給及び日常生活用具の給付については月額負担上限額を2分の1としています。

これらの利用者負担軽減策を今後も継続して実施し、障害者の方がよりきめ細かなサービスの提供を受けることができるよう、利用者の負担軽減に努めます。

第5章 計画の推進に向けて

(1) 計画の点検・評価

各年度におけるサービス見込量等についての達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

点検・評価にあたっては、地域自立支援協議会等の外部機関からの意見反映に努めます。

(2) 県・近隣市町村との連携

この計画においては、サービスの基盤整備など、本町だけでなく広域的に取り組む必要がある事項も多いことから、福岡県をはじめ、京築地域（京築障害保健福祉圏域）の各市町村との連携を密に取りながら、計画を推進していきます。

参 考 资 料

苅田町障害者施策推進協議会設置条例

(平成 8 年 3 月 29 日条例第 8 号)

改正 平成 18 年 6 月 27 日条例第 35 号

(設置)

第 1 条 この条例は、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 26 条第 4 項の規定に基づき、苅田町障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 協議会の委員は 15 人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 福祉関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長がこれを招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 6 月 27 日条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行する。

菟田町障害者施策推進協議会委員名簿

平成 21 年 3 月現在

任期 平成 20 年 10 月 1 日～平成 22 年 9 月 30 日

選 任 区 分	氏 名	所 属 等	備 考
(1) 町会議員	こやま のぶみ 小山 信美	菟田町議会(厚生文教常任委員会)	副会長
(2) 識見を有する者	あかした ただか 赤下 忠孝	菟田町民生委員・児童委員協議会	
(2) 識見を有する者	とはや ひでのぶ 戸早 秀暢	学校法人 戸早学園	会 長
(3) 関係行政機関の職員	こだま みちえ 児玉 三千恵	京築保健福祉環境事務所	
(4) 福祉関係者	いわた たかひで 岩田 孝秀	菟田町社会福祉協議会	
(4) 福祉関係者	おくむら せつこ 奥村 節子	菟田町ボランティア連絡協議会	
(4) 福祉関係者	かたやま きいちろう 片山 麒一郎	菟田町身体障害者福祉会	
(4) 福祉関係者	くどめ たかし 久留 崇	福岡県精神保健福祉士協会	
(4) 福祉関係者	つくも まちこ 九十九 真知子	ノーマライゼーションスペース「きらりん」	
(4) 福祉関係者	はっとり みゆき 服部 美幸	NPO 法人 夢ニティ・ハート	
(4) 福祉関係者	ばば まさえ 馬場 正恵	社会福祉法人 光和苑	

※敬称略

苅田町障害福祉計画

【障害者自立支援法（第88条）に基づく、
障害福祉サービス等の確保に関する実施計画】
平成21年度（2009）～平成23年度（2011）【第2期】

発行年月 平成21年3月

編集・発行 苅田町民生部健康福祉課
〒800-0392 京都府苅田町富久町1-19-1
TEL 093(434)1111（代表）
093(434)1039（直通）



お 田 町